

第四百七十七回国 参議院財政・金融委員会会議録第八号

平成十二年三月二十八日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月二十七日

辞任

櫻井 充君

補欠選任

福山 哲郎君

出席者は左のとおり。

理事

委員長

中島 眞人君

平田 健二君

寺崎 昭久君

海野 義孝君

池田 幹幸君

委員

岩井 國臣君

片山虎之助君

河本 英典君

世耕 弘成君

中島 啓雄君

林 芳正君

日出 英輔君

伊藤 基隆君

久保 巨君

福山 哲郎君

浜田卓二郎君

笠井 亮君

三重野栄子君

星野 朋市君

椎名 素天君

國務大臣

政務次官

大藏大臣 宮澤 喜一君

大藏政務次官 林 芳正君

事務局側 常任委員会専門員 吉田 成宣君

政府参考人 沖繩開発庁総務局長 玉城 一夫君

局長 大藏省関税局長 渡辺 裕泰君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○関税率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(平田健二君) ただいまから財政・金融委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨二十七日、櫻井充君が委員を辞任され、その補欠として福山哲郎君が選任されました。

○委員長(平田健二君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。関税率法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に沖繩開発庁総務局長玉城一夫君及び大藏省関税局長渡辺裕泰君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(平田健二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(平田健二君) 関税率法等の一部を改正する法律案を議題といたします。本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。○伊藤基隆君 おはようございます。伊藤でございます。

本法案には賛成の立場を表明しておきまして、きょうはバブル後の景気対策について少し整理を図りまして、大藏大臣の見解をお伺いしたいと思います。

もう十年になろうとするわけでございますが、バブル期からこの間の流れは一定の法則のもとに流れてきたように私は考えております。バブルを伴って五十一カ月続いた平成景気と云われているものが九一年二月を山に後退局面に入りまして、通常の景気循環要因にバブル崩壊の影響が加わって長期化、深刻化することとなりまして、現在でもその苦悩が続いておるわけでございます。

月例経済報告で景気調整局面入りと認められたのは九二年の二月で、九二年三月に緊急経済対策で公共投資前倒し等が決定されて、その後、夏にかけて株価が一万四千円台まで下落したわけですが、九二年八月に史上最大と言われた事業規模十兆七千億円の大方の予想を上回る総合経済対策が出されました。九三年度には三回の景気対策が打ち出されました。四月に総合的な経済対策の推進について十三兆円、九四年二月に総合経済対策で五兆円強の所得減税を含む約十五兆円と、史上最大が更新をされたわけでございます。

この間、景気は九三年十月を谷に回復に向かいますが、回復の足取りは極めて緩やかなもので、九五五年に入ると、阪神・淡路大震災やドル八十円という急激な円高の影響で景気は足踏み状態となつて、四月に緊急・円高経済対策、九月に事業規模約十四兆円の経済対策が行われました。

公定歩合は九一年以来九次にわたる引き下げで史上最低の〇・五％という状況になりました。金融政策の限界である超低金利政策、ゼロ金利政策

という異常事態が今日まで継続されております。こうした景気対策の効果もあって、九五年年度の経済成長率は四年ぶりに三％成長を取り戻しまして、九六年度は消費税引き上げ前の駆け込み需要の影響もあって四・四％の成長となりました。

しかし、九七年四月に消費税引き上げが実施されますと、駆け込み需要の反動による消費の冷え込みと、たゞ重なる景気対策による赤字国債発行が恒常化し、それを脱却するために選択しました経済構造改革路線が重なるため、九七年度には景気は再び後退局面に突入り、さらに十一月の大手金融機関の破綻、金融システム不安で景気は最悪の状況となりました。

このため、再度の景気対策が必要となりました。九七年十一月に規制緩和を中心とした二十一世紀を切りひらく緊急経済対策、九八年一月に金融システム安定化のための緊急対策として三十兆円の公的資金の活用を可能にする措置の決定が行われ、二月に特別減税の実施、四月に事業規模十六兆円の総合経済対策が打ち出されたものの、景気回復が展望されず、七月の参議院選挙で橋本内閣が退陣いたしました。

小淵政権により財政構造改革法が凍結されまして、二匹のウサギを追わずに景気回復を最優先するために、九八年十一月に緊急経済対策二十四兆円、九九年十一月に経済新生対策約十八兆円が追加されました。さきに成立した来年度予算はこの路線の集大成であるというふうに私は見ております。財政赤字の拡大が今後の大きな課題となっております。

ずっと並べました緊急経済対策、史上最大規模が続いてきた。整理しますと、一貫してそういう状況が続いてきたというところをうかがい知ることが出来るわけでありまして、これが十年の流れだと思ひます。

私は、パブル崩壊後にとられたこれらの景気対策は、全く効果がなかったというのではなく、景気の下支えを懸命に行った、政府の懸命な姿勢というものはあったかというふうには思いません。しかし、たび重なる景気対策が民間需要を喚起して自律的な景気回復を定着させることには成功しなかつたわけでありまして、その意味では失敗をしている、構造的な失敗ではないかという批判があるわけでありまして。

パブルの後遺症の大きさ、また過大な債務を抱えた企業のパランスシート調整とか不良債権処理のおくれから金融政策の有効性が低下しているということについても挙げなければならぬかと思いますが、景気の動向を見誤って財政再建路線を重視する余り、景気の腰を折ってしまった政策判断ミスも大きな原因の一つだと思っております。

これは橋本内閣における判断ミスということを上言うわけですが、日本の財政状況はずつと悪化していったから、大蔵省の行政態度といえますか、行政の基本姿勢として第一義的に財政再建路線をとる、これが最優先されているという伝統があるんじゃないかというふうにも思っています。プラザ合意からパブル発生の間における政策の判断ミスということについては、さきの特別委員会か何かで大蔵大臣の見解もお聞きしましたけれども、そういう伝統的な財政再建最優先主義というものがあったのではないかと、これが政策の判断の間違ひにつながったんじゃないかというふうには思っています。

財政再建も視野に入れた中でたび重なる景気対策は、補正予算を組み、公共投資の追加とか公的金融機関による融資拡大という手法が中心となってきたわけですが、まず大蔵大臣にお伺いしたいのは、本年度は補正予算を組むことをお考えかどうか、その可能性について、さきにお聞きされておりますけれども、ここで改めてお聞きしておきたいというふうには思っています。

○国務大臣(宮澤重一君) 私どもの大変関心の深

い問題を御提起になっておるわけでございますので、それにつきましてもしよつと触れることをお許しただきたいと思っておりますが、今、伊藤委員は十年間を回顧せられました。

私自身は、いつの日にか、過ぎ去つたその十年、私は一九八五年プラザ合意からすることがいいのではないかと思つて、大変にいい何年間かがあり、次に悪夢のような何年間、やがてこれはデータが集まりましたときに学問的な意味での回顧を必要とする十五年間であつたと私は思つております。まだ我々はそのから脱出しておりませんので客観的に見られませんし、またそれだけのデータも十分ではございませんが、必ずしもしなければならぬ十五年間であつた、あるいは伊藤委員のお言葉をかりれば十年間であつたと思つております。

それで、私自身は、そのうち小淵内閣が発足いたしましたから一年七カ月かかつてまいりましたが、大変率直に申しまして、この仕事を一年七カ月前に始めましたときに、日本経済が持つていく不良債権あるいは不良資産、これは官にも民にもあるわけでございますが、その深さというものが全く自分にわかつておりませんでした。

比喩的に申しますならば、とにかく財政を総動員してこれを脱却したい、そして民需につないでいきたいけれども、このヘドロのような中へどれだけコンクリートパイルを打つたら基礎がでるかという計算は何にもわかつておりませんでした。実は今でもわかつておられないわけでございませぬけれども、経験的に、とにかくあらゆるものを動員してパイルを打つて打つて、さてそこでようやく基礎ができて、その上で民間の経済活動が動き出すかどうか、どれだけすれば、どれだけ時間がたてばそうなるかということが正直言つてわからずにやつてまいつたわけでございませぬ。

したがういまして、そういう努力がむだではなかつたか、全くむだだと言つていらつしやるのはありません、もっと効率的にできなかったか、まだ成功していないのではないかとおっしゃるこ

とは、私はそうかもしれないと、その点は素直に自分も毎日思つておることでございませぬので、思ひます。

ただ、先般、十一月のQ.E.の中で設備投資が初めてプラス四・六％になりましたことは、私にとつては実は非常に希望の持てることだと思つております。十一月が非常に悪うございましたから全般的によくはないという評価になっておりますけれども、初めて設備投資が表面に出てきた、水面にあらわれたということの意味を私は非常に大事に考えております。

御承知のように消費はよくございませぬ。これはこれだけのリストラをやりますとある程度覚悟しなければならぬこととございませぬが、それにもかかわらず設備投資がプラスになつてきたということは、これは消費と違ひまして一度顔を出しますと、頭を出しますと何期かは続くのが普通でございませぬので、これで先が見えたような思いがいたしておるわけでございませぬ。

ただ、先ほども申し上げましたように、これらのことは何年かたちましてこの十年間を回顧した中で正確にはわかってくることで、今私が申し上げていくこともまた結果として全く間違つていくかもしれないという危険は存在しているわけでございませぬけれども、そういうふうには判断いたしております。

大変長くなりましたが、十二年度予算を新年度から執行してまいります中で、この中には御承知のように金融危機についての終止符を打つ、あるいは公共事業についても前年度と同じだけのかなり多目の計上をさせていただきます等々から、私としてはこの予算をもって従来の景気刺激的な対策を一応正常化したというふうに展開する可能性がかなり高い、こう考えておりますので、例えば公共事業につきましても、従来前倒しを続けてまいりましたが、この十二年度にはいわば自然体の執行を基本的には考えたい、事態が変わりますれば改めなければなりません、そういうふうな思いで

ございませぬ。

したがういまして、その展望が誤つていなければ、これが御質問のところでございませぬが、秋になつて大きな補正予算を組み、昨年度も一昨年度もそうございませぬが、そういうことをせず、やがて民需に経済の動きがパトタッチできる、そういう状況が展開するのではないかと。間違つていられるかもしれませんが、そういう公算が高くなつたと考えております。

したがういまして、もしその見通しに誤りがなければ、大変高い金額の国債を発行することになつておりますが、今年度補正によつてそれがさらに上積みされるということは避けることができるであろうし、またかなりたくさん先ほども申しましたような景気刺激的な要素あるいは金融安定化の要素は、これはそうなりますれば十三年度には必要のないことになってくるはずでありますから、十三年度は国債の発行額を減らすことができるとは、幾らか希望的でございませぬけれども、幾らか希望的でございませぬ。

したがういまして、ただいまの御質問に對しましては、平成十二年の秋に大きな補正予算を組む必要があるかないかと。今といたしましてはそういう必要がないような経済運営が可能ではないか、そうならばそういうことをする必要はないか、ということをお聞きしたいと思つております。

○伊藤基隆君 今の答弁を聞いておりました、私たちは野党でありますから与党と激しく争うわけでございませぬが、国という立場から見るとときにはそうなることをだれしも望んでおられるわけでございませぬ、財政再建といふのは大変重要な至上命題であることは間違ひございません。十一月のQ.E.の中で設備投資がプラス四・六％というのは、泥の中にアンカーを打ち込んでやつと下の岩盤に着いたかという大蔵大臣の感想はよくわかりました、私もその点は、ああ、やつとそこまで来たかという感じは持つております。

さきの予算委員会では、実は大蔵大臣が、正確にどういふふうと言つたかは覚えていませんが、日

どういふふうと言つたかは覚えていませんが、日

本の国力ということについて、国民の資産、千二百兆とも言われている資産、それとGDP、それから公債残高、これを見たときに、日本の底力というが基本的な力はあるんだと、それがゆえに樂觀的でもあるんだということを言ひまして、公債残高に対する批判が大変厳しい中での大蔵大臣の答弁として私は注目して聞いたわけでございませう。

これは現実的ではないかもしれませんけれども、一つの家庭の財政から見たときに、年間六百万円の収入があつて、これはちよつと低いんですが、六百万円の借金があつて、しかし千二百万円の貯金があるというのなんだと、国力の基本は、この国力の基本はいつかまた大蔵大臣の御意見を聞かせいただくチャンスをとりたいと思つていゝるんですけれども、日本の国力の基本にそういう力があつて、しかしそれが、例えば国民の資産というものがアメリカの景気動向によつて危うくされないかということとは常にあるわけであります。

さらに、日本の国力の基本は製造業だと私は思つていますから、製造業が耐久資材よりは機械とか原材料の輸出が圧倒的に多いんだ、八割方そういうんだという状況を見ると日本の製造業の実力のほどが知れるわけでございませうけれども、それが設備投資に転化を始めた。

しかし、一方でその製造業の力の源泉の一つに安定した労使関係というのがあつて、そのことが過度のリストラということがあつたとすれば崩壊しかねない。これは製造業が再び力を復活させるときに力をそぐものになりはしないか。

自民党の一部から労使関係に介入するような政策上の発言がありますけれども、何もわかっているんじゃないかというふうには思ひます。製造業は経営者だけで成り立っているわけじゃなくて、中小企業から大企業に至る労使関係の安定というものが非常に大きいわけでありますから、技術革新ももちろんありますけれども、そういうことが今後設備投資がプラスに転じたということをと

さらに固めていく上で不安要因になりはしないか。

さらには、社会的な安定の問題で、治安が悪化する。警察の問題も出てきました。福祉に対する展望が、年金、医療、介護等について、特に年金が今、国会の中で争いになっていくわけですが、この展望が国民の中に不安要因を見出し得ないんじゃないかというふうな問題。

さらには、財政と金融の分離の中で、金融政策、金融再生委員会、金融監督庁のやつていゝることが、先般の手心発言はもつてのほかでございますけれども、全体的にはきちんとやつてきたけれども、それは財政とか国とか社会のらち外ではないんですが、金融監督に特化し過ぎていゝるための不安要因が出てきやしないかというふうなこともあつて、私はかねてから財政と金融は一体であるべきだという主張を党内でもして、少数意見なんですけれども、ならば今度内閣府にできる金融をコントロールするシステムが有効に働かどうかという問題もあつて、そういうときに、今、

政府は財政と金融両方の政策のコントロールを強力に、総理がやるのかある委員会がやるのかわかりませぬけれども、やらないと、せつかくの回復基調に持つていくことが不可能になるんじゃないか、あるいは日本の国力を失うことになりはしないかというふうなことも実は考えておりました。これは質問通告してないんですけど、今の大蔵大臣の御答弁をお聞きして、ふと、日ごろから思つていゝることをしゃべりました。

何か御所見をお伺ひできればと思つていゝます。○国務大臣(宮澤重一君) 前段のお話でございますけれども、アメリカの連銀のアラン・グリーンズパンが私によく言うことでございますが、かつて一九九〇年代の初めごろに年率一％であつたアメリカの生産性というものはしばらく前ですけれども四％ぐらいまで来ている、今はもつと来ているのかもしれないが。彼はその一つはインフレーションテクノロジーであると云ひますが、も一つの原因は労働の流動性であると。ただし、

すぐに言ひました、これは君の国とは違ふねと。私は違ふと言つておるわけですよ。つまり、一種のレイオフによるああいう社会のあり方そのものを我々はまねをするつもりもないし、まねをすることも恐らくできない。しかし、我々は我々で、労働のモビリティを我々のやり方でやつてきたし、同じことをするとは言ひませぬけれども、アメリカのようなやり方を我々はそのまますることは恐らくないであらう。

それは伊藤委員が今おつしやつたことと結局同じことでございますが、社会全体の連帯性というもの、あるいは労使関係とおつしやりましたから、それでもいいんですが、それは我々はアメリカ流になることを志向してゐるのではないと思つております。ですから、そういう意味で、物をつくるということのこれらの意味、またそれをバックアップするところのいろいろな体制について、我々はアメリカと同じ道を歩むわけではない。殊に、バックアップする、その前段のことです。いますれば、いろいろレイオフがあらまして、ごしの労使交渉も終わりに近づいていゝますけれども、一つ私がかつておつていゝのは、昨年の夏ごろには失業率が五％に近づきました。間もなく五％を突破すると言われましたけれども、実際にはそれから多少好転に向かつていゝまして、現実には常雇用からテンポラリーな雇用に変つておられますから賃金水準は下がつていゝますけれども、完全失業の数字はあつていゝとまつてきたというあたりにはいろいろ我が国なりのアメリカと違つた労使の関係が働いてゐるのではないと思ひますし、最近、有効求人倍率が少しよくなつておるといふところもあるいはそうであるかもしれない。

十分ではないけれども、日本は日本なりのそういう対応の仕方をしながら、しかし旧態依然であるわけではなくて、多少時間がかかつていゝ我が国なりの対応をするのではないか。

そこへいゝますと、おつしやいますように、いわゆる社会保険についての基本的な国民のコンセンサスが生まれていゝないことは非常に気になることであらう。

そういふ意味で、明らかにアメリカのようにスピーディーにはいつていゝませんし、今のところ、給与等々についてやカットがあるというふうなことはもう、しかしだからといってアメリカほど貧富の差が逆になつていゝるような動きをしていゝるわけではないはずでございますから、そういう意味で日本は日本の道を行くのであらう。

最後に金融の話をしていゝて、考えてみますと、戦後も依然として我が国の金融というものは銀行を中心に行われておりました。間接金融である。国民の資産ほとんどが貯金であつて、エクイティーキャピタルを持つていゝるというところは非常に少ない。それは多少伝統的な教育もあるからかもしれません。貯蓄は大事だが投資をするところではどうもということ、二宮尊徳とまりのところはございまして、どうもその問題もあるかもしれないと思ひますし、あつてほしいと思ひます。で、今までのような銀行のあり方が今後とも続くのではない、また統ていゝけないだらうというふうな思つておつていゝますが、これはこれからのことであらうと思ひます。

○伊藤基隆君 今年度の補正予算についての考え方をお聞かいたしました。補正予算で毎年大幅に積み増しするといふ手法は計画的、継続的な公共投資の実施を要する困難にしているのではないか。社会的なさまざまな投資がまだ十分だといふことも政府は言ひますけれども、補正予算積み増しの手法がそのことを妨げている面もなきはないといふふうには思ひます。

それは、過去五年間の決算で公共事業関係費の不用額、つまり使い残り金額と翌年度への繰り越しを調べてみますと、平成六年度、九四年度決算で不用額九十四億円、繰越額一兆五千九百九十三億円、七年度決算で不用額四百九十億円、繰越額二兆九千七百二十九億円、平成八年度決算で不用額七百四十八億円、繰越額一兆七千七百五十四億円、九年度決算で不用額八百八十四億円、繰越額一兆二千五百五十二億円、平成十年度決算で不用額八百八十億円、繰越額三兆八百八十四億円となっております。九三年度以降、決算額が予算現額を大きく下回っておりまして、毎年多額の予算が執行できず、これが繰り返されてきたことになりました。

この背景には、公共投資の実施主体の多くは地方で、九六年度の政府投資の中央、地方別の割合は地方が七四％ということですが、国が補正予算で補助金をつけても地方が対応できないという問題が指摘できるのではないかと、国に思っています。また、補正予算による公共事業関係費の追加を繰り返した結果、補正後の前年度予算額と翌年度当初予算額とを比較すると、新年度当初では公共投資額が前年度実績を下回るために、一時的にはむしろ需要抑制効果を持っていたのではないかと、私も考えています。

このように、補正予算によるストップ・アンド・ゴーの景気対策は結果としてたび重なる史上最大という文句ほどの効果を生まなかったのではないかと、このように考えられます。また、公共投資が緊急に追加しやすいプロジェクトに向けられ、結果的に非効率な面あるいは民間需要に結びつきにくいものに対して行われたという問題もあろうかと思えます。

今年の初めに、梶山静六元官房長官が週刊誌上で小沢政権の経済政策を批判しました。「戦略上、最も優秀な戦力の逐次投入をやめ、ここぞという分野に集中して徹底的に資金を投入していくべきです」と、いかにも元軍人らしい表現を使っておりますけれども、過去の景気対策がその景気対策のとり方の誤りによって民間の自律的回復に結

びつかなかつたのではないかと、景気の下支えには役に立たないという形でも自律的回復に結びつかなかつた政策上の問題があるんじゃないかというふうに考えますけれども、大蔵大臣の考え方を伺いたいと思えます。

○国務大臣(宮澤喜一) 公共事業につきまして私も反省していることは幾つかございまして、その一つは内容が依然として旧態依然たるものであるということでありまして、この点は前にも申し上げましたが、昨年の秋ごろから四つの目標、第一は構造改革的な部分、第二はいわゆる少子高齢化対策、第三は環境、第四は情報通信でございますが、いわゆるミレニアムの中でそういう四つの大きな重点的な配分をし、また従来の配分もそれに従って整理をいたして見ますと、大体九兆余りの二割余りはそういう方に入ってきている。これからこれは伸ばしていかねければなりません。そういう反省をしたり、時間がかかつてなかなか効率のいかない古い公共事業を既に廃止、中止したりいろいろいたしております。これはこれから我々の努力の要るところでございます。

しかし、そうではありませんけれども、日本のインフラストラクチャーというのはもう公共事業が要らないというほど十分ではない。我々の郷里からのお互いにそういう部分が多いことがそれを示している。また都会には都会なニーズがあるわけでございまして、私は公共事業が要らなくなった日本というものではないと思っております。それから第二に、秋に大きな補正を組むということが現実には不可避だと考えますと、当初の予算の査定というものはおっしゃいますように影響を受けます。どうせ秋にまたしなければならぬ。及び、今の予算編成でいいますと、当初予算にはシーリングというものがございまして、補正にはシーリングというものはございませんから、いわば我々の社会が自分でつくったルー

ルを補正という形で逃れるような大変奇怪なことになっておまして、これはそれなりの弊害がございまして、今おっしゃいましたように、地方財政がかなりなもので、単独というものに全く期待ができません。このことにもなります。これは地方財政の問題としてもう本当に取り上げなければならぬ焦眉の問題になってまいりましたが、そういうこともございまして、それらのことで、大きく補正に頼つてやつてきたやり方というのはできるならば脱却をいたしたい、今回それができればということをお心にかけておるわけでございまして、

○伊藤肇隆君 財政問題等に対する質問はまだいたしません。関税局長においていたので、税関の人員問題について関税局長の考えをお聞きします。

この委員会でも二回ほど大蔵大臣に御質問申し上げて、前向きの御答弁をいただきました。昨年お聞きして、前向きの御答弁をいただいております。総務庁長官にもそのような御答弁をいただきました。さきの予算委員会でも同じ質問を大蔵大臣、総務庁長官、その他の大臣にもいたしました。私は労働条件問題でこの問題をお聞きしているわけではなく、その面もありませんけれども、社会的問題、特に日本の治安と青少年問題の根幹をなす重要問題として対応しなきゃならぬんだということをお聞きしています。

財政・金融委員会の地方視察の中で税関長から話を聞いてみると、つくづくそのことが重要な政治課題という社会的課題だということに思っております。現場は関税局長を頼りにしているわけでありまして、関税局長がどういう頑張りをするか。大蔵大臣が前向きの答弁をしても、関税局長が減つてもやむを得ないということだつたらそれは対応できないわけでありまして、きょうは初めて

お会いしますので、関税局長の考え方をぜひお聞かせいただきたいと思います。○政府参考人(渡辺裕泰君) 覚せい剤、麻薬等との関連で今後の人員をどうしていくのかというお尋ねでございます。先生御存じのとおり、近年、第三次覚せい剤乱用期、こういうふう言われております中で、覚せい剤、麻薬等不正薬物の問題が深刻化しております。税関におきましては、不正薬物の国内流入を水際で阻止するということが最重要課題の一つとして位置づけて、警察、海上保安庁等関係取り締まり機関との連携を強化しながら積極的な取り締まりを実施しております。その結果、昨年の水際における不正薬物の押収量は約二・二トンとなっておりまして、過去最高を記録いたしました。昨年の押収量の約二・五倍になっております。また、過去五年間におきます不正薬物の国内押収量全体に占めます水際での摘発の割合は六割台から七割台程度というふうになっております。

このような状況に対しまして、税関としましては、薬物乱用防止五カ年戦略にのっとりまして、一つは情報収集、分析の強化を図っております。これは各国税関当局との情報交換、分析を行うための連絡事務所、RILLOと申しておりますが、その我が国誘致、そういうようなこともやっております。

それからまた、麻薬探知犬、エックス線検査装置の増配備など取り締まり検査機器の整備も図っております。来年度はコンテナ全体を一遍に検査できる大型エックス線検査装置を初めて導入する予定でございます。

それからまた、地方港を含めました広域的、機動的な取り締まりや警察、海上保安庁等との合同取り締まりの積極的な実施など取り締まり職員の効率的活用等の対策を積極的に講じまして、取り締まり体制の強化を図っております。

それからまた、法制面におきまして、現在御審議をお願いしております法律の中で不正薬物の

密輸入に対する罰則の引き上げ、これをお願いしているところでございます。

今後とも不正業者の流入阻止のために水際取り締まり体制の一層の強化に努めてまいりますとともに、先生がおっしゃいました必要な定員につきましても、その確保に向けて引き続き全力を挙げてまいりたいと思っております。

○伊藤基隆君 終わります。

○海野義孝君 海野でございます。

いよいよ沖繩のサミットも四カ月足らずになりました。先週末のお休みを利用して総理も沖繩に行かれてつぶさに視察をされ、またいろいろな御発言もあつたわけでございますけれども、私も一月に沖繩県へ委員派遣で視察に参りまして、経済界、産業界あるいは財界、金融界等々からもいろいろなお話をお聞きしました。

沖繩県の経済の振興という問題は私は大変重要な問題だと思っておりますが、そういうことで、沖繩経済振興に関連しまして、いわゆる沖繩型特定免税店制度につきまして、わずかな時間でございますのでこの点に絞ってお伺いしたいと思っております。

平成十年度に創設されました沖繩県から出域をする旅客等の携帯品に係る払い戻しの制度、この根拠法は何であるか、まずお聞きしたいと思います。

○政府参考人(渡辺裕泰君) お答え申し上げます。

沖繩型特定免税店制度は沖繩振興開発特別措置法第十八条の八及び関税暫定措置法第十条の四第一項の規定に基づくものでございます。

○海野義孝君 今おっしゃった根拠法である関税暫定措置法第十条の四でございますけれども、この法の制定の目的についてお聞きしたいと思います。

○政府参考人(渡辺裕泰君) 目的を一言で申し上げますと、沖繩県の観光業の振興を図るためでございますと思っております。

○海野義孝君 沖繩型の特定免税店制度、これのあらましといえますか概要について簡単に教えてください。

ください。

○政府参考人(渡辺裕泰君) 沖繩型特定免税店制度は、現行の観光戻税制度の対象となっておりまして物品以外の物品で沖繩に輸入されたものにつきまして、沖繩県から沖繩県以外の本邦に出域する旅客が、税関長の承認を受けた小売業者、具体的には特定免税店でございますが、から購入し携帯して本邦に出域してまいります場合に、一人当たり二十万円の範囲内で関税に相当する金額を差し引いた価格で購入することができるというものでございます。

○海野義孝君 そこで、沖繩型の特定免税店、これはたしか昨年第一号店がスタートして、その後どういふ状況になつていくかわかりませんが、その免税店の状況につきまして教えてください。

○政府参考人(玉城一夫君) お答え申し上げます。この沖繩型特定免税店でございますが、那覇空港の本館の二階にそれぞれ百五十平米、二カ所指定をいたしました。十二月十七日から営業を開始しております。

○海野義孝君 今のお話ですと、昨年の十二月の半ばに第一号店が認可されて営業を開始したということでございますけれども、その後の免許の状況あるいは今後の見通し、これについてはいかがでございますか。

○政府参考人(玉城一夫君) 確たる数字を持ち合わせてございませんが、日本航空側と全日空側にそれぞれ一カ所ございまして、いずれも一日当たり大体五十万から六十万ぐらい、両店で約百万円の売り上げが今出されております。

ただ、当初の予定よりは十分、二〇〇%程度というところで予想は伸びていませんので、沖繩型特定免税店、また実際に販売業務をやっておりますトクメン沖繩におきまして、品ぞろえなどを含めまして今販売の拡大に向けて努めているという状況でございます。

○海野義孝君 この免税店の観光客への浸透とい

いますか、さらに売り上げの拡大を図っていく、沖繩の経済の振興のために、観光によつての年々

の入域出域が相当ふえていくというように理解しているわけが、県民の方々の三倍ないし四倍ぐらいの出域もあるというふうな閉じているわけですから、そういう中で、取り組み方としてはまだちょっと弱いのではないかなという感じがします。

観光客等に対するいわゆるPR、こういった面で現在おやりになつていくこと、それに今後お考えになつていくことはどういった点でございますか。

○政府参考人(玉城一夫君) 沖繩開発庁におきましては、この制度の趣旨が十分各方面に理解され、ますように、パンフレットを作成し配布したり、あるいは講演会等でよく周知を図るよう努めてまいりました。

ただ、株式会社でございますトクメン沖繩などにおきまして、その制度の趣旨が十分活用され、ますように、まだスタートして半年足らずでございますが、営業努力もしておりますが、これからさらにPRも含めまして一層の努力をされるように私も期待しているところでございます。

○海野義孝君 沖繩県としましては、今の特定免税店制度の前に、一九七二年に沖繩県が本土に復帰した際の特別措置として、一九七二年から観光戻税制度というのがスタートして今日に至つては、この制度の趣旨が十分活用され、ますように、まだスタートして半年足らずでございますが、営業努力もしておりますが、これからさらにPRも含めまして一層の努力をされるように私も期待しているところでございます。

○政府参考人(渡辺裕泰君) 観光戻税制度と沖繩型特定免税店制度との主な相違でございますが、まず観光戻税制度は、沖繩県の日本への復帰に伴います負担の激減緩和措置として設けられたものであることを踏まえて、復帰時の本邦と沖繩との税率格差が大きかった一部の品目を限定的に対象として、関税と内国消費税を払い戻すというものでございます。これに對しまして、沖繩型特定免税店制度は、沖繩県の観光業の振興を図る

という趣旨を踏まえまして、観光戻税制度の対象物品以外のすべての物品を対象とし関税を払い戻すというものでございます。

○海野義孝君 沖繩の方の調査というか、沖繩の新聞及び沖繩の当局の方からいろいろと教えていただいた状況によりますれば、この観光戻税制度というのは近年その利用が急減してきているということでございます。片や沖繩型特定免税店制度のスタートの状況は大変遅々たるものでありまして、相互にそれぞれ問題点をはらんでいるのではないかな、こういうふうな思われたいと思っております。

先ほど教えていただきました観光戻税制度の品目が八品目ありまして、沖繩型特定免税店における取り扱いは免税品目はそれを除くものである。このように聞いているわけでございますけれども、調べましたら、どうも観光戻税制度における八品目につきましては、いわゆる関税の戻しと消費税とを比較しまして低い方の戻しを行う、こういうことでございまして、消費税が実行されて以降、例えば革製のハンドバッグを初めとしてライターとか万年筆とかべつこう製品とか、こういったものにつきまして消費税の方を払い戻しの対象とするということになりましたから、観光戻税制度の当初の目的から見ると、明らかにこのメリットもなくなつてきておると。

一方、沖繩型特定免税店制度による品目はそれを除くということになりますと、例えば腕時計であるとか高級ハンドバッグであるとかいったものが対象外になるということ、これまた沖繩に観光に行つた人たちが関税等のバックによつてかなりメリットがあるものが実は使えない、メリットを享受できない、こういう相互に欠陥が出てきているのではないかと、こういうふうに思われますけれども、その点はいかがでございますか。

○政府参考人(渡辺裕泰君) まず、観光戻税制度については若干御説明させていただきますが、この制度は沖繩復帰時から大分動いておりますのでかなり複雑な制度になつておりますが、一言で申し上げますと、沖繩が本邦に復帰いたしましたとき

の日本国と当時復帰前の沖縄の税率格差、この格差額を限度といたしまして関税と消費税をお返しするということ、関税、消費税両方とも返るケースもございまして、それから関税、消費税の一部が返るケースもございまして、そういう制度になっております。

それで、観光戻税制度の対象品目を沖縄型特定免税店制度の対象から除外いたしましたのは、これらの品目が復帰時の税率格差が大きかったということ、これを踏まえまして、沖縄県の復帰に伴う税負担の激変緩和措置として既に戻税制度が設けられておりますことから、制度の重複を避けるというためにこの八品目を外したというふうに考えております。

○海野義孝君 最後の二問として、宮澤大蔵大臣に御見解をお聞きしたいと思います、この問題につきましては、今いろいろとお聞きした範囲におきましては、沖縄復帰以後今日までの間に観光戻税制度等が設けられた当時とは状況もかなり変わってきているとお話でございまして、けれども、せっかく今回こういって免税店制度ができたわけでもございまして、もちろんこれは国内線のショップに設置されるわけであり、国際線の場合のデュエティーフリーのものとはおのずから違うかと思ひます。

一方は当初の目的が達せられたというか、今日においては急減してきて効果がほとんど出ていない。一方でこの免税店制度がスタートしたけれども、これからの重要なわけです。いよいよ七月二十一日からのサミットを控えて、多くの人がたしが沖縄に注目しますし、また沖縄に入りますようになるわけですので、この際にお互いの問題を解消する意味で、この観光戻税制度と沖縄型特定免税店制度のメリットとか特典を統合整理する、そういう方向に向かつて沖縄の振興のために考え直すべきじゃないか、このように私は思っております。検討する考えがどうか、お聞きしたいと思います。

○國務大臣(宮澤喜一君) お尋ねを伺っております、私が知りませんことをいろいろ聞かせていただいた思いがします。そういうことになっていくのかということ、まことに申しわけありませんが、今伺いました。

どういふ理由によるものなのか、またそれはそれなりに何か理屈があるのかもしれないけれども、どうも実際思ったほどの効果も上げていないというふうな御指摘で、私も自分でよく聞いてみたいと思っております。

○海野義孝君 最後に一言だけ。大変重要な御発言をされましたので。

大蔵大臣も沖縄サミットの重要閣僚として行かれるわけでもございまして、今申し上げた点についてはしっかりと御検討いただいて、ひとつ前向きな取り組みをしていただきたい、このように思います。沖縄の経済振興のためにぜひともよろしくお願ひします。

ありがとうございます。

○笠井亮君 日本共産党の笠井亮です。

私は今回導入が提案されている簡易申告制度をめぐって伺いたいと思ひます。一般論として手続の迅速性、利便性の向上ということは当然あり得ると思うんですが、果たして今回の制度が関税法の本来の趣旨とたがうものにならないか、本当にこの制度によってリスクを的確に見きわめられるかが問題だと思ひます。

具体的に聞いていきたいと思ひます。

まず、衆議院でも議論になりましたけれども、大蔵省は全輸入貨物の半分程度がこの簡易申告制度の対象になると見込んでおられます。関税局長はその中で、決して貨物がノーチェックで引き取りになることはない、危ないと思えば審査、検査を行う、明らかに怪しいものは現場で当然チェックするというふうな言われておりますけれども、果たしてそうかということなんです。

私、勉強してみましたが、今度の制度の前提となつて通関情報処理システム、NACCSと

いうことで、コンピュータ処理をするというところが前提ですけれども、対象貨物についてコンピュータが審査、検査すべき貨物と判定しない限り現場の税関職員は直接調べる仕組みになっていない。つまり、あらかじめコンピュータにこれは危ないとかおかしいとかという情報がなければ、そもそも税関職員の方が現物貨物を見る仕組みになっていない。どうやって職員の方々が現場で見ればおかしい、怪しいと判断できるのか、まず伺いたいと思ひますが、いかがですか。

○政府参考人(渡辺裕泰君) 現在どういふ場合に検査をしているかというお尋ねでございまして、私どもはハイリスク貨物とローリスク貨物に貨物を分類いたしました。ハイリスク貨物については重点的な検査をする、ローリスク貨物については検査を極力省略するというのが基本でございまして。

そういう中で、具体的運用におきましては、コンピュータによってローリスクと判断される貨物についてもすべて区分一としなくて、区分一というのは審査、検査省略ということでございますが、区分二、文書審査、あるいは区分三、現物検査を出力いたしております。この趣旨は、現在の関税法上はだれでも輸入申告を行うことができ、またローリスクであってもローリスクではないこと、さらにはこのような輸入申告をすれば必ず区分一、審査、検査省略が出るというところがないようにしているものでございまして。

通常はコンピュータの処理に従ってやっておりますが、コンピュータで区分一と出ました場合でも、もちろん職員が過去の経験等に基づきまして、これは検査の必要があるという場合には検査をいたしておるわけでございます。

○笠井亮君 今、区分一、二、三という話もありましたけれども、結局、今の情報処理システムでいけば簡易申告の場合は一という形になって、そして書類検査、それから現物検査という三分類がある。すべて基本的にはオンラインで処理されるわけですね。

それで、簡易申告ということになれば基本的に自動的にいくということ、コンピュータの画面の中でこれは怪しいとかおかしいとか情報があつて、これは検査しないかということ、怪しい限り、職員は貨物を基本的には見ない仕組みになっていくんじゃないですか。そこはどうですか。

○政府参考人(渡辺裕泰君) まず、システムを設計いたします折には、必要な審査、検査が確保されるということに留意してシステムをつくつていくわけでもございまして、簡易申告におきましても、輸入申告に対して必要に応じて検査が可能となるようにシステムを設計していくことにいたしております。

ただし、システムで区分一と出まして、審査、検査省略と出た場合でも、職員が現物を見たときにこれはおかしいな、やはり検査をすべきだという判断をいたした場合には検査をするということもございまして。

○笠井亮君 私も現場の方に聞いたんですが、職員の方がたまたま見つけたというの、保税地域に行つてたまたま見つけた、これはおかしいと見つけて危ないという、そんなことは本当に例外中の例外のことであつて、基本的には自動的にコンピュータ処理をしていくということ、前提にして、そして区分一ということ、簡易申告になれば、これはもう自動的に引き取りはすつといくということ、前提になつていくから、これは利便性ということ、やるんでしよう。結局これは見ない仕組みに基本的になつていく。必要に応じてと言うけれども、基本はやらないうことで大きく変わるということだと思ひます。

それで、大蔵省は、これは事前にいろいろ審査する、事後にも調査と言ひますけれども、事後の調査があるということ、衆議院でもいろいろありましたが、昨年の場合、輸入者がどれくらいいて、どの程度を対象に事後調査というのをやっておりますか。

○政府参考人(渡辺裕泰君) まず、全体の輸入者数でございまして、年間に一千万件を超える輸入

件数がございまして、これを輸入者ごとに名寄せをすることが事実上できませんので、全体的な輸入者数というの把握はいたしてございせん。

ただし、それだけでは事後調査の管理ができませんので、事後調査の主な対象として税関が把握しております輸入者数、管理対象輸入者数と私どもの言葉で申しておりますが、それは平成十事務年度で三万八千三百三十九者でございませう。これに対して、平成十事務年度、平成十一年七月から十一月六月において事後調査を實際に行いました輸入者数は四千五百二十八者でございませう。

○笠井亮君　そうすると、實際には輸入者数の一割強しか毎年事後調査をしていない。しかも、問題が判明したときにはもう通関した後ということでありませう。そして、現場でおかしいと思うような荷物、貨物をとめることができるのかという問題を先ほど申し上げたわけですが、しかも事前のチェックで問題業者を排除する、そして事後のチェックもすると言われども、それは課税という観点からの調査に限られていまして、私は問題はそれにとどまらないと思っております。

私には問題はその社会悪物品の検査という問題があります。けん銃などの社会悪物品の検査という問題関係、つまり検疫だとか、あるいは食品衛生法などに基く許可、承認が一方で厚生省とありませう。それについてきちっと作業の流れの中で確認等が保証されているかという問題があると思っております。

私も関税率表をいろいろ見てみたんですが、例えば陶磁器の皿の場合、これを見てみると、食品衛生法に基づく輸入届の必要な食卓用品も、それから届け出の不要な台所用品その他の家庭用品及び化粧用品も、このシステムの中でいきますと同じ分類コードで分類をされていく、そして流れの中で見ていくということになっています。台所用品として今回の新しい制度の仕組みで年二十四回の実績を積んで輸入する、そして簡易申告の指定

を受けた後に、本来ならば届けの必要な食卓用品の皿に変わって届け出をしなくても、今度は自動的に基本的にオーケーになってしまふ。

こういう場合に、品物を基本的に見ない仕組みの中で果たしてそういうことが是正できるのか。税関業務の中でこの辺は非常に重要ですね。これは果たしてできるんでしょうか。

○政府参考人(渡辺裕泰君)　私どもの現在御提案申し上げております簡易申告制度の特徴と申しますのは、現場でできるだけ混乱あるいは不正が起きないように事前にできるだけ貨物を絞り込むというのを御提案申し上げております。その点はヨーロッパ等の制度に比べてはるかに厳しくなっております。

したがって、私どもの言葉で申し上げますH S番号九けたできちっと絞り込む。もちろん絞り込む際には現物も確認させていただき、それからそれについてのも物も見ていただいでその上で確認するというのをいたしておりますので、御懸念のような問題というのは実際には余り起きないのではないかとこのように考えております。

○笠井亮君　絞り込むときは最初でしよう。つまり、最初に見てこれを確定するときは九けたでやるわけですから、それを今度の仕組みで年二十四回やれば、それとちやんといい業者であるということとさえますれば、後は自動的にオンラインに載っていくわけですから、簡易申告になってしまえばその後も見ないです。だから、あるときまでは台所用品ということに入れてきたものだけども、同じコードですから、二十五回目からは皿になってしまふ。これは意図的であつてもなくとも、ミスの場合もあるかもしれない。しかし、それは実際としてはチェックできないという仕組みになるんじゃないですか。

○政府参考人(渡辺裕泰君)　同一の分類番号と申しますか、H S番号のもとも他法令に該当するかどうか判断を要する場合というお尋ねだと思つておりますが、その場合には私どもは例外的にインボイスを徴収する必要があると思つておりま

すし、そういうことができるような仕組みに現在したいというふうにご検討をさせていただきます。

それからまた、他法令のお話でございますが、他法令の該当品物を簡易申告制度の対象にするかどうかということをお尋ねになっておられますが、私どもが考えておりますのは、いわゆる他法令、他省庁のいろいろな規制に関する手続、例えば検査、食品衛生等々でございますが、これらは簡易申告制度を導入いたしても、またその対象物品につきましても、今までも他法令による検査、審査等をやっていたわけで、その後が税関手続でございますので、その後の税関手続を通常申告か簡易申告かということ、他法令の手続については簡易申告を導入いたしても何ら変わりはないので、その点の他法令の審査、検査が緩くなるのではないかとこの問題はないうこととでございます。

○笠井亮君　厚生省でいえば、審査、検査の省略や形骸化それ自身指摘されております。ただ、今申し上げたような形で、結局、税関のところというのには、そういうことを全部集約的にやつて、ここできちつとやるというのがもともとの仕組みでありますから、だから意図的であつてもなくとも、これは別に食品衛生法に関係する問題、必要ないということ、厚生省に出さずに、そして税関のところ、簡易申告で通つてしまふ。それで、今までも違うことを二十五回目からやるといふことになつた場合、これはそれは言つたつて今までもチェックできたものができないということになると思つております。

これは皿ばかりじゃなくて、例えば子供の玩具にしても、材質を特定し、乳幼児が口に接触するもの、例えば積み木とかお面とかガラガラとかボールとかままと用具などは本来規制の対象ですけれども、関税率表でいくとほとんどその他のものというふうに分類されてしまふことになると思つております。

だから、輸入時の現物確認が大事だと思つた

けれども、簡易申告制度では實際にはチェックできない可能性も出てくる。けさもテレビでトウモロコシの遺伝子組みかえの輸入の問題の現場をニュースでやつておりましたけれども、食料品をめぐつてもさまざまな不安や危惧がある。輸入や引き取り時の税関の審査、検査というのはいり大事なこと、社会悪物品の防圧や取り締まりばかりじゃなくて、他法令との関係でも今までも多面的なチェックをやるシステムというのが基本的にあつたということをやつてきたと思つてはすけれども、簡易申告制度でいうと、過去三年間に違反がない、そして帳簿処理がしっかりしている、担保も出せるということをやつていられる企業、業者で年二十四回以上同一貨物を輸入しさえすればこの指定を受けられます。そうすると、今後この業者、輸入者は悪いことをしない、いい業者という前提に立つて、後は、これは悪いケースの場合には自身をごまかしたとしても、あるいはミスでうっかりしたとしても、税関のところではチェックできなくなるというところが起るんじゃないかと、私はそこを危惧しているんです。

大蔵大臣に伺いたいんですけれども、今申し上げたようなことで、国民の健康や安全を守るための水際のチェックというのを放棄することになつていくことが出てくるのではないかと思つてはすけれども、消費者、国民にとつてこれが大きな不利益につながりかねないんじゃないかと、その点についてはいかがお考えでしょうか。大臣に伺いたいと思つております。

○政務次官(林芳正君)　委員からいろいろ御指摘をされて、また関税局長からもお答えをしておつたところでございます。細かい点に立ち入りませんけれども、答弁ですつと申しておりますように、簡易申告制度とほかの観点からのいろいろなことは別でございます。あくまでほかのものではないという疑いがある、それはきちつと今までもおやりやうということが原則でございます。そういった意味で、もし一回承認を受けた者が仮に不正を行つておつた場合にはちゃんと審査、検査と

いうことでチェックを受けるということになるわけでございます。
また、審査、検査に区別があるわけではないわけですが、いわゆる社会悪、先生がおっしゃっていただいたようなものに関すること納税に関するものと分けて考えますと、今申し上げましたように、社会悪物品については従来どおり検査を行うということでございます。

それからもう一つは、納税のための審査、検査というのは基本的に省略することになっているわけですが、これも必要な審査、検査を行う権限が当然のことながら残っているわけでございます。それから、関税通脱の疑いがあるというような場合にはきちっと検査をするということになっておるわけでございます。そういう意味で、この審査、検査を通じて不正な申告をチェックすることは可能であるというふうに考えてこの法案をお願いしているところでございます。

○笠井亮君 貨物について全般的に検査するのは税関以外にないということで、貿易管理上、税関の検査というのは重要な役割を持っているということで、他法令との関係でも、それはもう厚生省は厚生省で食品衛生法の承認とかはあるわけですが、にもかかわらず、それがちゃんと証明されているかどうかは一方で税関でやるということがあるわけですね。ただ、私が申し上げたような形で、実際に国民の口に入るもの、あるいは衛生にかかわる問題について、今度簡易にすることによってそのチェックが薄まるという可能性が起るんじゃないかということなんです。

では、ちょっと伺うんですけれども、例えば国際的調和というのを今度一つの題目として簡易申告制度を導入されておりますが、これはEUモデル、EUなんかでもやられているということになっておられますけれども、EUのモデルのとなつたといわれるドイツでは私が申し上げたような他省法令関係の貨物というのはこの簡易申告制度の対象になっていませんか。他法令の許可、承認

の手続でございますが、一つだけ政務次官の御答弁を補足させていただきますと、他法令の許可、承認等の手続、これは現在も輸入許可の要件となつておりますし、簡易申告制度を利用する場合においても、同様に輸入申告、引き取り申告の段階で税関が他法令の確認を受けたかどうかさらに確認をするということで、従来と全く異なるところがございませぬ。

それから、ドイツについてのお尋ねでございます。ドイツで他法令貨物かどうかというお尋ねでございますが、実は私も調査したところ、ドイツには他法令該当貨物という言い方がないようございまして、どのような種類の貨物が我が国のいわゆる他法令該当貨物に当たるのか必ずしも明らかではございません。

どういふものを対象にし、対象にしないかというところで聞きますと、ドイツでは輸入禁止制限貨物あるいは輸入の都度コントロールすべき物品は原則として簡易申告制度の対象外とされているのでありますが、最終的には個別の税関が判断しているようございまして、必ずしも具体的内容が明らかではございませんでした。

我が国におきましても、引き取りの時点で現品確認が必要となるなど簡易申告になじまない貨物についてはその対象としないことにいたしております。

○笠井亮君 ドイツでは必ずしも明らかでない。調査団も行かれていろいろ調べられたと思うんですけども、やはりきちっとチェックしなければいけないもの、先ほど言われたその都度コントロールすべき品物ということで、食肉とか武器、兵器、医療製品とかセンシブル製品、成分が絶えず変化する商品などは、これは基本的に対象外としていたわけですか。

日本ではいへば、食品衛生法とかそれにかかわる問題については、これは少なくとも対象外にしないといけないんじゃないかと。厚生省は厚生省でやるんだ、だからそれはちゃんと確認するんだと言われましてけれども、先ほど申し上げたように、

同じコードで入ってくるわけですよ。二十四回やつていけば、二十五回目以降に違うものを入れてきたとしても、税関の方としては、以前と同じでこれは食品衛生法に係るものでないからチェックする必要がないとなれば、これはもう確認しようがないですよ、そもそも。そんなものは要らないということを通つちゃうわけですから。そこにこの簡易申告制度の問題点があるんじゃないかと。いうことを私は申し上げているわけですよ。その辺はよく研究していただきたい。

私は水際での検査、審査というのは税関機能の一番の基本だと思います。それで、簡素化とか利便性でこれをあいまいにしてはいけない。やっぱ税関、通関制度の根本改悪につながる問題だということを目指したいと思つてます。

先ほど来ロリスのもののについてはできるだけ簡便にやるんだというお話がありましたけれども、そう言われるならば、ロリスならロリススナリにそれに見合う頻度で、必要な人員も確保して、きちっとランダム検査してロリスコントロールをやるべきじゃないかと思つてますけれども、その点、最後に大臣に、大きな意味での、きちんとやるべきだという点についての所見を伺いたいと思つてます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 先ほどから政務次官と局長から詳しく御説明いたしましたとおりでございますが、行政に当たりましては、御指摘の点は十分注意をいたします。

○笠井亮君 終わります。

○三重野栄子君 社民党の三重野栄子でございます。改正法案に関連をいたしまして、三項目ほど質問をいたします。

まず、簡易申告制度の問題でございますが、この制度は関税の事後的納付を認めることによりまして通関の利便性が向上するという点で基本的に評価できるものと考えておりますけれども、この制度につきまして若干伺いたしたいと思います。先日の衆議院大蔵委員会での答弁によりまして、

と、大蔵省はこの制度が迅速な通関に資するものであると強調されておりますけれども、この迅速性の向上という点につきまして、具体的な例はどのようなものでしょうか。そのメリットについて御説明いただきたいと思つてます。

○政府参考人(渡辺裕泰君) 簡易申告制度につきましては、輸入者の利便性が向上する、あるいは税関行政の効果的な運営が図れる、それから税関手続の国際的調和が図れる、そういうメリットがあると考えております。

その中で、輸入者の利便性の向上でございますけれども、一つは納税申告に必要な書類、情報、これは引き取り申告に要するものに比べてかなり量が多いわけでございます。したがって、引き取り申告に必要な程度の情報はそろつたけれども、納税申告に必要な情報が全部そろわないので貨物が引き取れないというケースが現在もございまして。あるいは時間がかかっているというケースがございまして。こういう方についても貨物を迅速に引き取ることが可能となるというメリットがございまして。

それからまた、少ない申告項目で貨物を引き取ることができ、納税申告を後日まとめて行うことができる、そういうことで申告手続の簡素化、効率化が図られるという問題もございまして。それからまた、メーカーの方などがおっしゃっていますのは、現在ジャスト・イン・タイムで生産を行つておられますので、この簡易申告制度の導入によりまして迅速かつコンスタントな貨物の引き取りが可能になれば自分のところの在庫を減らせるメリットがあるというふうにメーカーの方は言つておられます。

○三重野栄子君 そういう利点もあるかと思つておられますが、このような制度につきまして過去に国会でどのような議論が行われたかということも調べてみました。古い議論で恐縮ですが、昭和五十九年の衆議院大蔵委員会におきまして、当時の関税局長が答弁されたものがございまして、要約をいたしますと、関税の事後的納付は担保の

要約をいたしますと、関税の事後的納付は担保の

提供者の問題で、中小の通関業者に負担が大きい、こういった制度の導入は難しいというような趣旨での答弁でございました。

そこでお伺いしたいのですが、今回の簡易申告制度の導入に当たりまして、今もいろいろございましたけれども、中でも中小の通関業者への配慮はどのような形になっているのでしょうか。実際に通関業者のうちこの制度を利用できない、したがって海外との取引でそういった中小の業者が排除されるおそれがあるのではないかと心配しておりますが、何か具体的なデータがあれば御説明いただきたいと思います。

○政府参考人(渡辺裕泰君) お答え申し上げます。先生から今、事後的納付制度あるいは後納制度についての昭和五十九年当時の御議論の御紹介がございまして、当時は確かに、先生がおっしゃいますように、通関業者が担保の肩がわりを強いられることによつて中小通関業者の排斥につながるのではないかと議論があったということは私も承知をいたしております。

ただ、その後、平成元年に納期限延長制度として、輸入者が担保を提供して納期限を三カ月延長できる制度が導入されております。通関業者ではなくて輸入者が担保を提供するという制度でございまして、この担保は輸入者がみずから担保を提供しているのが実態でございまして、これによつて中小業者を含め通関業者へのしわ寄せという問題は生じていないというふうに考えております。このように、輸入者が担保を提供するという点については既に定着していると考えられますので、簡易申告制度が導入されましても中小の通関業者が排斥されるという問題は生じないというふうに考えております。

また他方で、簡易申告制度が導入されましても通関業者は従来どおり引き取り申告と納税申告の代理を行うことができますとともに、簡易申告に係る申請手続きにつきましても新たに通関業務として代理申請できるように制度改正をお願いいたしております。このような通関業務につきましては、

中小の通関業者であつても大きい通関業者であつても区別なく認められているところでございまして、簡易申告制度の導入によつて中小の通関業者が排斥されることはないというふうに考えております。

○三重野栄子君 続きまして、やはり中小の問題でございまして、加工再輸入減税制度に關連してお尋ねいたします。

今回の改正によりまして、同制度の対象品目に新たに皮革製品が加えられることになっております。この改正によるメリットにつきましては、生産者や消費者それぞれの観点からあると思っておりますけれども、御説明をお願いします。

○政府参考人(渡辺裕泰君) 加工再輸入減税制度は我が国から輸出された原材料を用いて海外で加工等が行われました製品を再び我が国に輸入いたします場合に關稅を軽減するものでございまして、具体的には、製品の課税価格から輸出原材料貨物の価格を控除して、それに關稅率をかけることで負担の軽減を図つていられるものでございまして、今般の改正では、加工再輸入減税制度の対象製品といたしまして、皮革製品のうち革靴、野球用のグローブ、ミットを除きました残りの革製のかばん、ハンドバッグ、財布、衣類、手袋等の皮革製品を本制度に追加することといたしております。

この制度の活用によりまして、輸出原材料であるなめし革の製造業者にとりましてはなめし革の輸出が促進されるメリットがございまして、皮革製品の製造業者にとりましては海外での安い生産コストを活用して競争力を高め、それを通じて産業全体としての体力の維持強化を図るといふメリットがございまして、一方、消費者にとりましても本制度によりまして海外での安い生産コストを活用した低価格の皮革製品の供給が促進されるというメリットがございまして、

○三重野栄子君 このメリットについても評価できると思いますが、この制度の導入に關しまして關稅審議會調査部会の審議録がございまして、

して、拝見をいたしましたすと、下請業者等に影響が生ずるとの懸念があるようでございます。

この制度が導入されましても、海外へ生産拠点を移せぬような中小零細業者は今回の改正によりましてより安い海外産の製品との競争を余儀なくさせられるように思われたいと思つておりますが、この点につきまして政府の見解をお伺いいたします。

○政府参考人(渡辺裕泰君) 今回の制度改正に当たりましては、当初、通産省等から御要望をいただきまして折に、私どもも制度を改正することはやぶさかではございませんけれども、それによつてかえつて国内の下請業者等の生産者が困るといふようなことがあつてはまずいので、その辺をよく業界等と詰めていただきたいと思いますということを申し上げました。

そのこととございまして、皮革及び皮革製品業界におきまして本制度の効果に關して下請業者への影響についても十分に勘案した上で慎重かつ総合的な検討が行われ、合意の得られた製品について対象品目の追加の要望がなされたものというふうに承知をしております。

私どもも聞いておりますところでは、この制度の活用が見込まれます外国から再輸入されます皮革製品は低価格品が主流となると考えられます一方で、国内企業の戦略といたしましては、国内製品の付加価値化あるいは市場の動向に迅速に対応した製品づくりの推進によりまして、外国で加工された製品とのすみ分けを図ることとしていられるというふう聞いております。

それから、今回対象に追加いたします皮革製品につきましましては、下請の方も含めました国内企業の影響にも配慮いたしまして、減税の対象となる輸出原材料や海外での加工工程に限定を加えるというところも考えております。

○三重野栄子君 海外での減税の問題につきましましては私どももよく研究しておりますけれども、やはりこの業者の方は中小零細の方が大変多いとございまして、より多くの御配慮をお願いしたいというふうに思っています。

最後の問題といたしまして、個人輸入の免稅限度額の問題につきましてお尋ねいたします。

税関手続に關する企画部懇談会におきまして、日米商工会議所協力会議や製品輸入促進協会から要望があつたようでございます。

國際的な比較で見ましても、アメリカ、シンガポール、オーストラリアなどと比較して低水準にあるようでございます。現在一万円となつております我が国の免稅輸入限度額は三万円ぐらいに引き上げてほしいのではないかとごうに思つたりするわけでございますが、いかがでございますでしょうか。仮に三万円に引き上げた場合の減收額がどのぐらになるのかも含めてお答えいただきたいと思います。

○政府参考人(渡辺裕泰君) 先生御指摘の一万円の免稅制度は、納税者の事務負担の軽減に資するとともに、税関におきまして円滑な事務処理を維持するとの観点から、国内取引との負担の均衡にも配慮しつつ国内産業に対する影響等を勘案して、免稅することが適当でない貨物を除きまして、輸入される貨物で課税価格の合計額が一万円以下のものでございまして、關稅及び消費稅を免除しているものでございまして、

このような少額貨物に対する免稅制度は諸外国でどうなつていられるかということもございまして、アメリカでは二百ドル、ドル百六十円としまして二万一千二百円以下と聞いておりますが、消費稅と同様の付加価値稅制度を有しますEJ諸国におきましては現在二十二ユーロ、ユーロ百三十二円といたしまして二千二百四十四円以下となつております。付加価値稅制度を有する国との比較で見ますと、日本の免稅点は相当高い水準にあるというところではないかと思つております。

御指摘の趣旨は、納税者及び税関双方の事務負担軽減等の観点からこの一萬円の免稅点を例えは三万円に引き上げてはどうかというところと思つていますが、いずれにいたしましても消費一般に広く公平に負担を求め消費稅の国内取引との負担の均衡の問題、さらには国内産業に対する影響など慎

第七四七号 平成十二年三月十三日受理
関稅定率法等の一部改正案の慎重審議に関する請願

請願者 神戸市中央区波止場町六ノ一四
磯田和男 外九十九名
紹介議員 池田 幹幸君

現在、国会において審議中の関稅定率法等の一部を改正する法律案には特例申告制度の導入が盛り込まれている。これは、あらかじめいずれかの税関長の承認を受けている輸入者が指定を受けた種類の貨物について、法令遵守の確保を条件に輸入申告時の審査・検査を基本的に省略することにより、簡易かつ迅速に輸入できることとするものである。本制度が実施されると、約一万五千の輸入者及び全輸入申告件数の半数程度が対象になると、大蔵省は推計している。善意であるか否とにかかわらず、多くの貨物を実質的に無審査・無検査で国内に流入させることになり、国民生活に与える危険性は計り知れない。また、指定貨物に該当するか否かの判断が事実上特例輸入者に任せられることになり、適正な通関を確保する上で重大な問題となる。さらに、現在問題となっているワシントン条約、モントリオール議定書及びパーゼル条約など社会的規制の遵守に対する国民の期待に反し、国としての責務を放棄することになる。我が国の税関手続は、電算化等の様々な施策により迅速性においても諸外国に引けを取らないものではない。今必要なことは、国民の健康及び社会の安全を守り、国際条約に基づく公正な貿易のため、水際におけるチェック機能を強化・拡充することであり、そのための十分な検討及び幅広い議論が求められている。

ついでに、次の措置を採らねばならない。

一、関稅定率法等の一部を改正する法律案に盛り込まれている特例申告制度については、「日切れ法案」と分離し、国民各層の意見を広く聴取するなど、慎重審議を行うこと。

二、国民の健康、社会の安全及び環境を守るため

めに、税関による審査・検査を省略することなく、国の責任により必要な規制を行うとともに、監視体制の充実を図ること。

第七五〇号 平成十二年三月十三日受理
消費税の増税反対、消費税率三%への減税に関する請願

請願者 東京都品川区二葉四ノ一二ノ四〇
二〇三 中村史徳 外二百五十七名
紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。
第七五八号 平成十二年三月十四日受理
関稅定率法等の一部改正案の慎重審議に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ一〇一
八代司 外五十九名
紹介議員 三重野栄子君

この請願の趣旨は、第七四七号と同じである。

第七六八号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 大阪府守口市金田町五ノ四ノ三四
森川昌生 外千三百四十二名
紹介議員 阿部 幸代君

パート・アルバイト労働者を始めとする勤労国民に「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」(憲法第二十五条)を保障することは、経済・社会の安定に欠かせない。そのため、国民の最低生活費には課税しないという税制の原則から所得税が負担とならないよう、基礎控除を大幅に引き上げることが急がれる。

ついでに、次の事項について実現を図らねばならない。
一、所得税の基礎控除を基本的に引き上げ、課税最低限を百八十万円に改めること。

第七六九号 平成十二年三月十五日受理

所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 京都府八幡市橋本東山本六四ノ一
六 佐々木康行 外千三百四十二名
紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。

第七七〇号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 大阪府枚方市須山町一三ノ二二
山田義範 外千三百五十七名
紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。

第七七一号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 大阪府東成区中本一ノ一一ノ二
高津民子 外千三百四十二名
紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。

第七七二号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 奈良県大和高田市本郷町七ノ五一
松下誠弘 外千三百四十二名
紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。

第七七三号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 大阪府門真市東田町一八ノ二〇
東茂 外千三百四十二名
紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。

第七七四号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 大阪府高槻市安岡寺町五ノ四五ノ四
北岡益一 外千三百四十二名
紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。

第七七五号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 大阪府枚方市長尾台四ノ四ノ一四
中川卓 外千三百四十二名
紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。

第七七六号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 大阪府豊中市刀根山元町一ノ七
佐川健二 外千三百四十二名
紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。

第七七七号 平成十二年三月十五日受理
所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 神戸市北区ひよどり台三ノ九 竹田利盛 外千三百四十二名
紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。

第七七九号 平成十二年三月十五日受理

所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 大阪府枚方市香里ヶ丘二ノ四ノ一

ノ六ノ六〇五 田口隆康 外千三百四十二名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。

第七八〇号 平成十二年三月十五日受理

所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 奈良県北葛城郡上牧町滝川台二ノ

八ノ九 松本義紀 外千三百四十二名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。

第七八一号 平成十二年三月十五日受理

所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 兵庫県西宮市上田中町一八ノ三五

坂本修一 外千三百四十二名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。

第七八二号 平成十二年三月十五日受理

所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 大阪府茨木市奈良町三ノ三七 辻

朋子 外千三百四十二名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。

第七八三号 平成十二年三月十五日受理

所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 大阪府貝塚市加治三ノ七ノ七〇

八 伊藤修 外千三百四十二名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。

第七八四号 平成十二年三月十五日受理

所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 大阪府八尾市高安町北五ノ二二三

吉田法子 外千三百四十二名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。

第七八五号 平成十二年三月十五日受理

所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 滋賀県草津市南笠町一三三ノ二五

鈴木睦明 外千三百四十二名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。

第七八六号 平成十二年三月十五日受理

所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 大阪府池田市石橋四ノ八ノ三七

北川靖弘 外千三百四十二名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。

第七八七号 平成十二年三月十五日受理

所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 大阪府交野市私部四ノ五四ノ三〇

板垣一恵 外千三百四十二名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。

円への改正に関する請願

請願者 大阪府吹田市竹見台一ノ一ノCノ

二六ノ九〇三 小野和朋 外千三百四十二名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。

第七八九号 平成十二年三月十五日受理

所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 京都市左京区一乗寺河原田町二〇

ノ七 奥田晴美 外千三百四十二名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。

第七九〇号 平成十二年三月十五日受理

所得税の基礎控除引上げ、課税最低限の百八十万円への改正に関する請願

請願者 京都府八幡市男山石城一ノBノ四

〇ノ四〇三 小林久夫 外千三百四十二名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第七六八号と同じである。